

行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

内閣府政策統括官（重要土地担当）
三貝 哲

令和4年4月11日付け行政文書の開示請求（同月13日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」に関する法令等協議、法令以外の協議
（行政文書ファイル管理簿・土地調査検討室分）に綴られた文書）

2 開示する行政文書の名称

別紙のとおり

3 不開示とした部分及びその理由

別紙のとおり

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(※)
電子的記録5ファイル(用紙に出力した場合、A4判用紙131枚(うちカラー57枚))	閲覧	100枚までにつき200円	400円	100円
	複写機により白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	1,310円	1,010円
	複写機によりカラーで出力したものの交付	白黒のページ:用紙1枚につき10円 カラーのページ:用紙1枚につき20円	1,880円	1,580円
	CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額(CD-R1枚)	1,150円(注)	850円(注)

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記載した日時のうち、希望する日時を選択してください。

日時：令和4年6月15日(水)から令和4年8月15日(月)まで(行政機関の休日を除く。)の10:00から17:00まで(昼休み(12:00~13:00)を除く。)

場所：中央合同庁舎第8号館2階N213号室(予定)

(内閣府大臣官房総務課情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料

日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受理した日から一週間後までに発送予定

郵送料(見込み額)：紙の場合 定形外郵便(規格内)1kg以内 580円

CD-Rの場合 定形外郵便(規格内)100g以内 140円

5 担当課等

〒100-6014 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング
内閣府 政策統括官(重要土地担当) 03-5253-2111(内閣府代表)

No	行政文書の名称等	開示実施頁数	うち カラー 頁数	決定区分	不開示とした場所	法第5条の該当号	不開示理由
1	【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）	62	1	部分開示	行政機関の直通番号、内線番号及びメールアドレスが分かる記載部分	6号	直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号に該当。
2	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の質問及び回答	43	41	部分開示	担当者名、行政機関の直通番号、内線番号及びメールアドレスが分かる記載部分	1.4.6号	一部の担当者名（3～8頁）については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号及び第4号に該当。 直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号に該当。
3	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の意見及び回答	14	12	部分開示	担当者名、行政機関の直通番号、内線番号及びメールアドレスが分かる記載部分	1.3.4.6号	一部の担当者名（1.3頁）については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、情報収集活動に対して対抗・妨害措置が講じられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が脅されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当。 一部の担当者名（5頁）については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号に該当。 担当部署、直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号に該当。
4	【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）	9	0	部分開示	行政機関の直通番号、内線番号及びメールアドレスが分かる記載部分	6号	直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号に該当。
5	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）の質問及び回答	3	3	部分開示	行政機関の直通番号及びメールアドレスが分かる記載部分	6号	直通番号、メールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号に該当。

※不開示理由欄の「法」は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を指す。